

# 玉川大学通信教育部学則

## 第1章 総則

第1条 本通信教育部は、玉川大学学則（以下、「本大学学則」という。）第3条第2項に基づき、主として通信の方法により、広い教養と深い専門の学術の理論及び応用を教授し、人格を陶冶し、あわせて人類の幸福と世界の文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本通信教育部は、その教育研究水準の維持向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関する細目は別にこれを定める。

第3条 本通信教育部は、教育学部教育学科の通信教育課程の実施に当たる。

第4条 本通信教育部の定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員
教育学部 教育学科	1,500人	6,000人

第5条 本通信教育部の修業年限は、4年とする。なお、在学年数は、8年を超えることはできない。

## 第2章 教員組織

第6条 本通信教育部の学修指導は、専任教員及び本大学通学課程の教員が担当する。その他必要に応じて講師を依頼することができる。

第7条 本大学教育学部の教授会は、本大学学則第42条により通信教育部について所定の権限を行う。

第8条 通信教育部の学修指導その他重要事項については、通信教育部運営委員会において審議を行うものとする。

2 通信教育部運営委員会については別に定める。

## 第3章 教育課程

第9条 授業科目は、通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（玉川教育・FYE科目群、人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群）、学科関連科目群に区分し、必修科目及び選択科目に分ける。

第10条 通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群は、別表第1のとおりとする。

第11条 学科関連科目群は、別表第2のとおりとする。

第12条 各授業科目の履修方法は、次のとおりとする。なお、細部については学生要覧・玉川通信をもって周知する。

(1) 通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（玉川教育・FYE科目群）より、9単位を履修しなければならない。

(2) 通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群）より、16単位以上を履修しなければならない。

(3) 学科関連科目群（必修科目群、選択科目群）より、99単位以上を履修しなければならない。

2 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、その免許状の種類に応じて教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定するそれぞれの教科目及び単位数を修得しなければならない。

3 本通信教育部の課程で取得できる免許状の種類及び教科は、別表第3のとおりとする。

4 学校図書館法（昭和28年法律第185号）に基づく司書教諭、図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく司書、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく社会教育主事又は博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく学芸員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。

## 第4章 入学、休学、復学、退学、除籍、転学、編入学、転籍、再入学

第13条 入学は、原則として毎年4月と10月とする。

第14条 本通信教育部に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣

の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

第15条 入学は、書類選考による。ただし、本通信教育部が教育上必要と認めるときは、筆答試験及び面接試験を行うことがある。

2 入学の選考は、通信教育部入学選考委員会の選考を経て許可する。

3 入学を許可された者は、正科生と称する。

第16条 入学を志願する者は、入学志願書・誓約書及び保証書、出身高等学校又は中等教育学校の調査書、志願理由書、その他、入学要項で指定する関係書類に、別表第4に定める入学選考料を添えて提出しなければならない。ただし、出身高等学校又は中等教育学校の調査書については、該当する入学資格により、入学要項で指定する他の証明書等の提出をもって代えることができる。

第17条 入学を許可された者は、別表第4に定める学費を納め入学手続をしなければならない。

第18条 保証人は、保護者又は保護者に代わりうるもので、生計を別にした身元確実な成年者とする。

2 保証人を変更する場合は、遅滞なく新保証人と連署した所定の保証書を提出しなければならない。

第19条 疾病その他やむを得ない理由によって休学を希望する者は、保証人連署の上願い出て、許可を得た上で休学することができる。

2 休学期間は1か年単位とし、その期間は在学年数に算入しない。ただし、休学期間は通算して4年を超えることはできない。

3 休学中の授業料は免除する。ただし、休学しようとするその年度に定められた在籍料を納めなければならない。

4 休学の理由がやんだときは、許可を得て復学することができる。

第20条 疾病その他やむを得ない理由によって退学を希望する者は、保証人連署の上願い出て、許可を得た上で退学することができる。

第21条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 所定の期日までに学費を納入しない者
- (2) 第5条に定める在学期間を超える者

第22条 他の大学に在学する者がその大学の学長の承認を得て、本通信教育部に転学を希望する場合、又は大学卒業後本通信教育部に編入学を希望する場合は、通信教育部入学選考委員会の選考を経てこれを許可する。この場合の編入学年次は、別途編入学基準により、決定する。

2 大学又は短期大学を卒業又は、中途退学し、新たに本通信教育部の第1年次に入学した学生の既修得単位については、本大学が教育上有益と認めるときは、これを認定することができる。

3 前項による単位の認定は、別途認定基準により、決定する。

第23条 本大学の通学課程の学生で、本通信教育部に転籍を希望する者については、前条の規定を準用する。

第24条 本通信教育部の学生で、本大学の通学課程に転籍を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

2 他の大学に転学を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

第25条 第20条の理由により退学した者及び第21条の定めるところにより除籍された者が再び入学を希望するときは、所定の出願手続を経なければならない。

2 前項により再入学を願い出た者は、通信教育部入学選考委員会の選考を経てこれを許可することができる。

3 前項により再入学を許可された者の旧籍での修得単位は、当該年度の認定基準によりその一部又は全部を認めることができるものとし、認定単位数によりそれぞれ2年次編入、3年次編入、4年

次編入とすることができる。

第26条 本通信教育部の学生は、同時に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める他の学校に正規の学生として在学することはできない。

#### 第5章 授業及び学習指導

第27条 授業科目は、これを4か年に配当する。

第28条 授業は、印刷教材による授業、面接授業のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 印刷教材による授業は、添削等による指導を併せ行うものとする。

第29条 単位は、45時間の学修をもって1単位とすることを考慮し、印刷教材1単位は、学習指導書を含み、A5判100頁を標準とする。

第30条 学生の学修を補助し、教養を高め、本学精神を普及するため、機関誌及び部報等の補助教材を配付する。

第31条 学生は、教科書の内容について随時質問することができる。質問応答に要する郵税は、学生の負担とする。

第32条 学生は、示された報告課題について、各科目ごとに1単位につき1通のレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

第33条 面接授業は、本大学又は本大学の定めた場所で行う。なお、面接授業の期間及び実施細目については、その都度公示する。

第34条 第28条に定めるもののほか、卒業課題研究の指導のため、本大学及び全国各地において面接指導を行うことがある。

#### 第6章 単位の授与

第35条 学生は、履修した授業科目について科目試験を受け合格しなければならない。

第36条 授業科目の科目試験は、本大学又は本大学の指定した場所で行う。

第37条 科目試験を受けることができる者は、第32条に定める報告課題に対するレポートを提出し、所定の成績を修め、受験資格を認められた者でなければならない。

第38条 第32条に定めるレポートと科目試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

#### 第7章 卒業の要件及び学士

第39条 卒業資格を得るための要件は、次のとおりとする。

(1) 4年以上在学し、第12条第1項各号に定める単位、合計124単位以上を修得しなければならない。

(2) 前号の124単位のうち30単位以上を面接授業で修得しなければならない。

第40条 卒業の決定は、前条の要件を満たした学生に対し、教育学部の教授会の議を経て学長がこれを行う。

2 前項により卒業が決定した者には、学士（教育学）の学位を授与し「学位記」を交付する。

3 学位及びその授与等に関しては、別に定める玉川大学学位規程による。

#### 第8章 科目等履修生

第41条 通信教育部の授業科目の一部を学修しようとする者がいるときは、収容定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として学修を許可することができる。なお、科目等履修生の登録期間は1年とし、継続する場合は2年を限度とする。

第42条 科目等履修生として学修を許可する者は、第14条の各号の一に該当する者で通信教育部入学選考委員会の選考を経た者とする。

第43条 科目等履修生が、履修した授業科目については、その授業科目所定の単位を与えることができる。

第44条 本大学の科目等履修生であった者が、通信教育部の正科生に入学した場合、科目等履修生として修得した授業科目及び単位は、本大学で教育上有益と認めるときは、第39条に定める授業科目及び単位数として認定する。

2 科目等履修生として在籍した期間は、大学の正規の課程の在学年数に算入しない。

第45条 科目等履修生については、この章に規定するもののほか、第7章を除き、本学則中の他の各章の規定を準用する。

#### 第9章 免許法認定通信教育

第46条 本通信教育部は、免許法認定通信教育を開設することができる。

2 免許法認定通信教育について必要な事項は別に定める。

#### 第10章 授業料、入学金その他

第47条 入学を許可された者は、別表第4に定める入学金を納めなければならない。なお、編入生は、別表第4に定める編入料を納めなければならない。

2 科目等履修生として学修を許可された者は、別表第4に定める登録料を納めなければならない。

第48条 正科生の授業料は、別表第4のとおりとし、入学のはじめ及び各学年のはじめに納めなければならない。ただし、事情によっては、分納を許可することがある。

2 学習料は、別表第4のとおりとし、当該年度に在学する全学生に適用する。

第49条 科目等履修生の科目等履修料及び学習料は、別表第4のとおりとし、当該年度に在籍する全科目等履修生に適用する。

第50条 面接授業に要する費用は、別にこれを徴収する。

第51条 既に納めた学費は、原則としてこれを返還しない。

#### 第11章 賞罰

第52条 学生のうち成績優秀で家計困難な者、又は成績抜群な者には、教育学部の教授会の議を経て授業料の全額又は一部を免除してこれを賞することがある。

第53条 本学則に違背し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、別に定める規定によって懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

2 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。

3 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第5条の期間に算入し、第39条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第54条 次の各号の一に該当する者は、教育学部の教授会の議を経て退学に処することができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したと認められる者

#### 第12章 学生証、科目等履修生証

第55条 本通信教育部の正科生には、学生証を交付する。

2 本通信教育部の科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

第56条 試験、面接授業、面接指導に出席する場合には、学生証又は科目等履修生証を提示しなければならない。

第57条 本学則に定めのないものについては、本大学学則の定めるところによる。

#### 附 則

この学則に規定していない必要な事項は、本大学学則を準用する。

#### 附 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和35年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第18条、第46条、第53条、第54条、第55条については昭和50年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第14条、第41条、第54条第1項、第55条については昭和51年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第46条、第53条、第54条第1項、第55条については昭和52年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第18条、第54条第1項、第55条については昭和53年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第46条、第54条第1項、第55条については昭和54年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第56条第1項、第57条については昭和55年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第56条第1項、第57条については昭和56年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第55条については昭和57年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第48条については昭和59年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第48条第1項及び第56条第1項については昭和60年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第48条第1項及び第56条第1項については昭和62年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(文学部教育学科の存続に関する経過措置)

文学部教育学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、この学則中第10条別表第1、第11条別表第2、第12条第3項別表第3については平成22年4月1日付1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この学則中別表第4備考3項・第4項・第5項については、平成25年4月1日入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群

	授業科目名	単位	履修条件	卒業要件
玉川教育・FYE科目群	全人教育論	2	必修	9 単位
	一年次セミナー 101	2	必修	
	一年次セミナー 102	2	必修	
	健康教育	1	必修	
	音楽Ⅰ	1	必修	
	音楽Ⅱ	1	必修	
言語表現科目群	英語	2	選択	16 単位以上
	日本語表現	2	選択	
社会科学科目群	国際関係論(入門)	2	選択	
	コミュニケーション論	2	選択	
	学習心理学	2	選択	
自然科学科目群	数学入門	2	選択	
	物理学入門	2	選択	
	化学入門	2	選択	
	生物学入門	2	選択	
	地球科学	2	選択	

学 際 科 目 群	健康スポーツ理論	2	選択	
	環境教育	2	選択	
人 文 科 学 科 目 群	歴史（日本）	2	選択	
	歴史（世界）	2	選択	
	人間関係論	2	選択	

※履修方法の詳細については、学生要覧による。

別表第2

学科関連科目群

授業科目名	単位	履修条件	卒業要件
教育学概論	2	必修	10単位
教育学演習A	2	必修	
教育学演習B	2	必修	
教育学基礎演習	2	必修	
教育実践研究	2	必修	
英語リテラシー	2	選択	89単位以上
情報リテラシー	2	選択	
教育哲学	2	選択	
日本教育史	2	選択	
西洋教育史	2	選択	
教職概論	2	選択	
教育原理	2	選択	
教育課程編成論(小)	2	選択	
教育課程編成論(中・高)	2	選択	
学習・発達論	2	選択	
教育心理学	2	選択	
教育社会学	2	選択	
教育行政学	2	選択	
生涯学習概論	2	選択	
社会教育の基礎	2	選択	
教育の制度と経営	2	選択	
教育の方法と技術(幼・小)	2	選択	
教育の方法と技術(中・高)	2	選択	
視聴覚教育メディア論	2	選択	
生命と性の教育	2	選択	
異文化理解と教育	2	選択	
発達心理学	2	選択	
卒業課題研究	4	選択	
日本国憲法	2	選択	
学級経営	2	選択	
哲学	2	選択	
倫理学	2	選択	
心理学	2	選択	
宗教学	2	選択	
現代文明論	2	選択	
西洋思想史	2	選択	
東洋思想史	2	選択	
日本史	2	選択	
外国史(西洋)	2	選択	
外国史(東洋)	2	選択	



地理学(地誌を含む。)	2	選択
法律学(国際法を含む。)	2	選択
政治学(国際政治を含む。)	2	選択
特別支援教育	2	選択
社会学	2	選択
経済学(国際経済を含む。)	2	選択
(教科) 国語 (書写を含む。)	2	選択
(教科) 社会	2	選択
(教科) 算数	2	選択
(教科) 理科	2	選択
(教科) 生活	2	選択
(教科) 音楽	2	選択
(教科) 図画工作	2	選択
(教科) 家庭	2	選択
(教科) 体育	2	選択
社会科・公民科指導法Ⅰ	2	選択
社会科・公民科指導法Ⅱ	2	選択
社会科指導法Ⅰ(中学)	2	選択
社会科指導法Ⅱ(中学)	2	選択
道德教育の理論と方法(小)	2	選択
道德教育の理論と方法(中)	2	選択
特別活動の理論と方法(小)	2	選択
特別活動の理論と方法(中・高)	2	選択
幼児理解と教育相談	2	選択
教育相談の理論と方法(小)	2	選択
教育相談の理論と方法(中・高)	2	選択
生徒・進路指導の理論と方法(小)	2	選択
生徒・進路指導の理論と方法(中・高)	2	選択
コンピュータと学習支援(幼・小)	2	選択
コンピュータと学習支援(中・高)	2	選択
教育方法学(幼・小)	2	選択
教育方法学(中・高)	2	選択
幼児教育課程論	2	選択
幼児指導論	2	選択
国語科指導法	2	選択
社会科指導法	2	選択
算数科指導法	2	選択
理科指導法	2	選択
生活科指導法	2	選択
音楽科指導法	2	選択
図工科指導法	2	選択
家庭科指導法	2	選択
体育科指導法	2	選択
外国語活動の指導法	2	選択
総合学習の指導法	2	選択
保育内容総論	2	選択
保育内容の指導法(健康)	2	選択
保育内容の指導法(人間関係)	2	選択
保育内容の指導法(環境)	2	選択
保育内容の指導法(言葉)	2	選択
保育内容の指導法(表現)	2	選択
教職実践演習(幼)	2	選択
教職実践演習(小)	2	選択
教職実践演習(中・高)	2	選択
教育実習(幼稚園)	5	選択
教育実習(小学校)	5	選択
教育実習(中学校)	5	選択
教育実習(高等学校)	3	選択

教職（健康教育）	1	選択
教職（体育実技）	1	選択
社会教育実習	2	選択
社会教育課題研究	2	選択
社会教育計画	2	選択
社会教育特講A	2	選択
社会教育特講B	2	選択
ボランティア概論	2	選択
地域づくりと社会教育	2	選択
社会教育方法論	2	選択
図書館概論	2	選択
図書館情報技術論	2	選択
図書館制度・経営論	2	選択
図書館サービス概論	2	選択
情報サービス論	2	選択
情報サービス演習A	1	選択
情報サービス演習B	1	選択
図書館情報資源概論	2	選択
図書館情報資源特論	1	選択
情報資源組織論	2	選択
情報資源組織演習A	1	選択
情報資源組織演習B	1	選択
児童サービス論	2	選択
図書・図書館史	1	選択
学校経営と学校図書館	2	選択
学校図書館のメディアの構成	2	選択
学習指導と学校図書館	2	選択
読書と豊かな人間性	2	選択
情報メディアの活用	2	選択
博物館概論	2	選択
博物館経営論	2	選択
博物館資料論	2	選択
博物館資料保存論	2	選択
博物館展示論	2	選択
博物館・情報メディア論	2	選択
博物館教育論	2	選択
博物館実習	3	選択
文化史	2	選択
日本美術史	2	選択
西洋美術史	2	選択
考古学	2	選択
民俗学	2	選択
自然科学史	2	選択
代数学Ⅰ	2	選択
代数学Ⅱ	2	選択
幾何学Ⅰ	2	選択
幾何学Ⅱ	2	選択
解析学Ⅰ	2	選択
解析学Ⅱ	2	選択
解析学Ⅲ	2	選択
確率統計学Ⅰ	2	選択
確率統計学Ⅱ	2	選択
コンピュータ	2	選択
数学科指導法Ⅰ	2	選択
数学科指導法Ⅱ	2	選択
数学科指導法Ⅲ	2	選択
数学科指導法Ⅳ	2	選択

※履修方法の詳細については、学生要覧による。

別表第 3

正科生で取得できる教員免許状
幼稚園教諭 1 種免許状
小学校教諭 1 種免許状
中学校教諭 1 種免許状 (社会)
高等学校教諭 1 種免許状 (公民)

別表第 4

(単位は円)

課程	正科生	科目等履修生	備考
費目			
入学選考料	20,000	20,000	
入学金	30,000	—	
編入料	10,000	—	
登録料	—	15,000	
授業料	119,800	6,000	
学習料	6,000	6,000	

1. 科目等履修生授業料は科目等履修料と読み替えるものとする。
2. 科目等履修生の科目等履修料は 1 単位分である。
3. 休学期間中は、在籍料として当該年次の授業料、学習料の 2 分の 1 相当額を徴収する。
4. 所定の年限を経てなお在学する場合の授業料は別途定める。
5. 玉川大学・玉川学園女子短期大学卒業生及び玉川大学大学院修了者の正科生入学金・編入料、科目等履修生登録料は徴収しない。
6. インターネットによる出願にあたっては、入学選考料・編入料は 2 分の 1 相当額、学習料は 2,000 円を差し引いた金額を徴収する。